

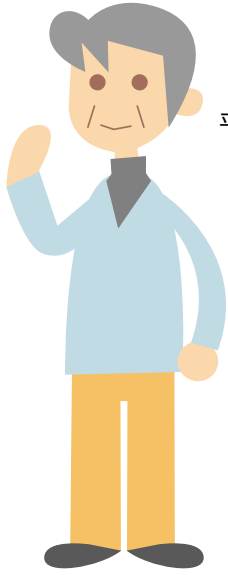


Cさん 60代男性 満期出所

集団生活になじまない方への支援

高齢者福祉

集団生活になじまない方



平成 年 6月



満期出所

保護観察所に出頭。更生緊急保護を検討するも不可。
相談受付
指定更生保護施設で受け入れ



更生保護施設

面談・アセスメント

7月 ○ 「合同支援会議」の開催
受け入れ先が決定
(その後拒否)

9月 ○ 「合同支援会議」の開催
受け入れ先が決定

10月 ○ 移行・引継ぎ



単身アパート

高齢者サービス

フォローアップ支援

プロフィール

出身： 県E市

IQ相当値：39 (CAPAS) (療育手帳取得なし)

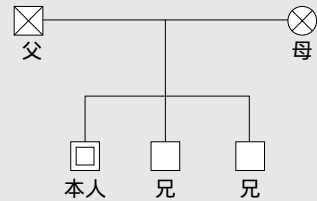
罪名： 建造物侵入、窃盗

入所度数：16度 (今刑： 県A市刑務所)

刑期： 懲役6か月

医療面： 高血圧の薬の服用あり

家系図：



現在までの生活状況・犯罪に至った経緯：

生後すぐに児童養護施設に預けられたため、両親の名前も知らず見寄りとなる家族は誰一人いない。施設で生育し小学校へ入学するも、小学校低学年から登校せず、中学校も未修了。10代で自転車窃盗で保護観察。定職には就かず、職を転々とする。16回の受刑歴以外、そのほとんどが路上生活であり、人生の大半を刑務所か路上で生活していた。

平成 年
6月

県A市刑務所 満期出所



① 刑務所退所 (満期出所)

作業報奨金(約5,000円)を元に、住み慣れた 県E市へ自分で帰る。わずかな年金(2月分：約20,000円)を引き出し、所持金を旅費や食費等で消費してしまう。

生活に困り 県E市生活保護課に行ったが、「アパートを借りてきたら、申請を受け付ける」と言われ、市内の不動産を廻ったが、保証人の問題があり、結局どこも借りられなかった。

② 保護カードを持って 県保護観察所に出頭 (本人の所持金：300円)

県保護観察所より金品の支給を受ける。

③ 県保護観察所に再出頭 (本人の所持金：200円)

県保護観察所が県内の更生保護施設へ受け入れ調整を行うも、知的能力の問題等により受け入れ不可。救護施設の調整を図ったものの受け入れ不可。

6月

長崎県地域生活定着支援センターへ相談依頼

県(他県センター未設置)の「更生保護」「福祉」では支えられないとの判断で、他県に先がけて設置・運営していた長崎県地域生活定着支援センターに相談依頼。

6月

指定更生保護施設 (県C市) へ入所



「更生緊急保護」により入所。

1

面談・アセスメント

6月

ニーズ 生まれ育ったふるさとのどこかで暮らしたい
もう昔のように野宿生活は体力的に出来ない。福祉の力を借りたい。
もう刑務所には行きたくない。残された人生を真面目に生きたい。

課題 帰る場所が無い。
家族等がない。
所持金がない。
過去にトラブル等を地域で起こしていたことにより地域から排除されている。

2

援護の実施市町村との調整

6月

本人とのアセスメントを元に 県E市に問い合わせをしたところ、過去本人が入所していた更生保護施設があったE市に住民票があることを確認。

住民票の所在 県E市

3

福祉の手立ての検討

6月～

矯正施設入所中に服用していた高血圧の薬が、退所後数週間が経過し切れていたため体調不良を訴える。

 医療的支援
国民健康保険：

援護の実施者である 県E市と協議。「居住実績がないため同市での発行は不可。今いる 県C市で取得すべきではないか」との回答。

住民票の移動 県E市 県C市（指定更生保護施設所在地）

県C市で国民健康保険証を申請・取得

住民票の所在 県C市

 生活保護
生活保護の受給：×

C市へ生活保護（医療扶助）の申請を行うが、支給決定が難しいとの福祉事務所から見解。現状の月2～3回の受診（高血圧）ならば8,000円/月の年金でこと足りるという判断。

「生活保護」（医療扶助）の申請取り下げ
その後受診回数の増加により約1か月後に再申請を行い、受給決定

4

受け入れ先事業所の検討 1

6月～

本人の希望が「ふるさと（ 県 ）での生活」であったため、あくまで住民票があり本人の希望であった 県内の社会資源への早期の移行を目指し調整に入る。

① 早期の移行が可能な施設を検討

 生活保護
救護施設（ 県 ）への措置：×

施設を複数回訪問し協議を行うが、過去に入所していた時トラブル等があったことにより受け入れは困難との回答。



高齢者福祉

生活支援ハウス(県E市)の利用 : ×

現在は 県C市にいますので、C市で福祉の手立てを整えるべき。市町村事業である「生活支援ハウス」はC市の住民でなければ申請出来ない。

課題発生① 更生保護施設利用 2 か月後から徐々に本人の課題が顕在化

更生保護施設における生活において、徐々に自己中心的な不平不満が表れるようになり、職員や他の利用者への一方的な暴言等が日を追うごとにエスカレート。

本人の課題 集団での生活や対人関係、信頼関係というものが容易に築いていけない。

② 障がい者福祉を検討



障がい者福祉

療育手帳の取得 : ×

県の療育手帳申請の条件

発達期(おおむね18歳以前)に知的障がいが発生したことの事由の証明が必須

身寄りがなく小学校も満身に卒業していない等から証明は困難

③ 本人の状態等から移行計画(受け入れ先の検討)を、「施設(集団生活)から個(単身型の生活)」へシフト。「障がい者福祉」ではなく「高齢者福祉」での受け入れ調整に切り替える。



高齢者福祉

要介護認定の申請 :

介護保険サービスの申請を行い、要介護度の認定を受ける。身体レベルでは非該当もしくは「要支援1」レベルであると思われたが、課題発生で明らかになった対人的な問題や再犯状態に陥っているという「社会適応能力」の低さを勘案してもらうように、定着支援センターの職員が認定調査に立ち会い説明。

要介護度 1

④ これまでに福祉施設の利用経験は若干あったものの、過去にトラブルを起こして退所している等のため、なかなか受け入れ先が見つからない。

5

「合同支援会議(ケア会議)」の開催 - 1

7月

Cさんの様に課題が複雑な場合、一定着支援センターのアプローチや市町村レベルの調整だけでは支援が進展しなかったため、県レベルでの協議を依頼する。

メンバー ・ 県障害福祉課、高齢福祉課、生活保護課
・ 長崎県地域生活定着支援センター

協議・確認事項

① Cさんのような複雑な背景を持つ方を支える 県内の社会資源について
→ホームレス等の社会的弱者を数多く受け入れてきた実績のある高齢福祉事業所Aを紹介される。

- ① **高齢福祉事業所Aを訪問し、直談判！**
Cさんがヘビースモーカーであり禁煙が条件の同事業所はやむなく断念。
断念はしたものの、定着支援センターの趣旨に賛同して下さった高齢福祉事業所Aのオーナーから高齢福祉事業所Bを紹介。
- ② **高齢福祉事業所Bを訪問し、直談判！**
禁煙の問題はクリアできたが...
職員体制上の条件等から集団生活に不適應を起こすことが予想されたためやむなく断念。
断念はしたものの、定着支援センターの趣旨に賛同して下さった高齢福祉事業所Bのオーナーから生活困窮者等への入居に関しても理解のある知人のアパート経営者C氏を紹介。
- ③ **Bオーナーにも同行いただき、アパート経営者C氏を訪問し、直談判！**
協議の結果、保証人がいなくても、以下の条件をクリアできれば入居可能となる。
 - ・生活保護の受給
 - ・家賃滞納を防ぐため、家賃について生活保護課から直接家主へ振り込む形態をとる。
 - ・日中福祉サービスの利用と福祉による見守り体制を確保する。
- ④ 上記条件をクリアするために、S市生活保護課及びS市地域包括支援センターとも協議を開始する。

メンバー

- | | |
|---|--|
| <ul style="list-style-type: none"> ・ 県障害福祉課、高齢福祉課、生活保護課 ・ 県保護観察所 ・ S市生活保護課 ・ S市地域包括支援センター | <ul style="list-style-type: none"> ・ 高齢福祉事業所A ・ 高齢福祉事業所B ・ 指定更生保護施設 ・ 長崎県地域生活定着支援センター ・ (アパート経営者C氏) |
|---|--|

課題発生② 決定していた受け入れ先アパートが白紙に

前日になってアパート経営者C氏より「やっぱり入居は白紙に戻したい。合同支援会議にも出席できない」との連絡が入る。真意は不明のまま...

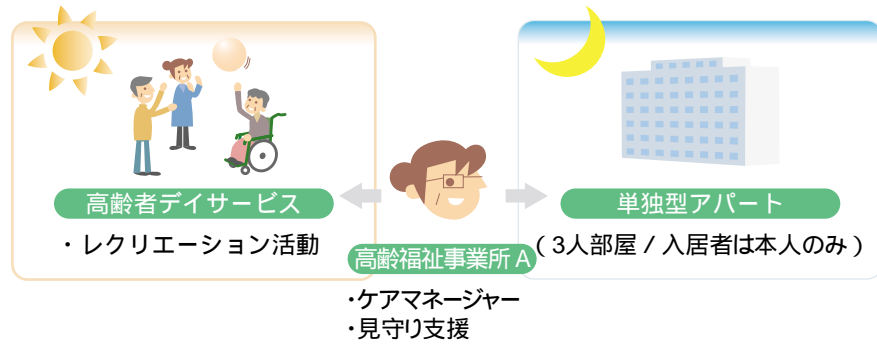
協議・確認事項

- ➡本来は移行に向けた最終的な手立ての確認であったが、急遽白紙になったことで、出席者全員でその他の手立てを協議・検討。
その結果、高齢福祉事業所Aのオーナーが借り上げていたアパートへ保証人がなくても入居しても良いとの回答を得る。

受け入れ先事業所 日中：高齢者デイサービス 生活：単身型アパート（高齢者福祉関与）

平成 年
10月

受け入れ先事務所への移行・引継ぎ



8

移行・引継ぎ

10月

敷金・布団代・家具什器費等について 現に医療扶助を受けている 県C市にて負担
住民票を 県C市から帰住先である 県S市へ移動
その他生活費等について 県S市へ移行時に生活保護の申請

9

フォローアップ

10月～

集団生活に馴染まない本人の状態を助案し、単身型の生活を計画し移行したが、結果的に移行2か月後から徐々に職員や他利用者に対する一方的な暴言等が見られるようになり所在不明も頻繁となる。

その都度、適宜訪問し、課題解決に向けた協議を実施

これまで同様、徐々にエスカレートする本人の言動から、精神病院 PSW とも連携を図り、精神病院への受診を開始。

その後、弁護士、ケースワーカー、精神病院医師及び PSW、警察、定着支援センター等も交えた「合同支援会議 (ケア会議)」を複数回実施し、課題改善に向けた取り組みを行うが、結果的に本人の暴力行為がエスカレートしていき、自ら福祉的支援も遮断し、所在不明となる。

しかし、数週間後、本人自ら 市生活保護課へ再度支援依頼。

現時点では、設置された 県地域生活定着支援センターと連携を図りながら、支援継続中。

Point 1

県レベルで実施する 「合同支援会議」の有効性

Cさんが有していた課題の多さから、一定着支援センターによるアプローチや市町村レベルでの調整だけでは、援護の実施市町村や受け入れ先となる福祉事業所が、なかなか見出せずにいました。

しかし、「合同支援会議」に県の「障害・高齢・生活保護」の複数の課から参加し、包括的な視点で協議していただいたことで、なんとか打開策が見つかり、Cさんへの支援が展開していきました。

複数の課題を有している対象者への支援の際には特に、複数の関係機関及び複数の課が参加する県レベルでの「合同支援会議」が有効であることが確認出来ました。

Point 2

「face to face (フェイス トゥ フェイス)」の重要性

複数の課題を有している対象者だからこそ、定着支援センターが行うコーディネート業務が「机上の調整」だけに留まっていたのでは、支援はなかなか進展していきません。

Cさんの事例では、時間と労力はかかりましたが、「face to face (フェイス トゥ フェイス)」の精神で直接事業所や関係機関等へ複数回足を運び、お互いに顔の見える距離で調整したことが結果として支援の「輪」を大きくしていったのではないかと思います。